

埼玉県放課後子供教室推進事業等補助金交付要綱

(通 則)

第1条 埼玉県放課後子供教室推進事業等補助金の交付については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が放課後子供教室推進事業等（以下「補助事業」という。）を実施するために要する経費の一部を県が補助し、もって放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 知事は、補助事業を市町村が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費は、埼玉県放課後子供教室推進事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定められた費用について、地域の実情に応じて積算し、知事が認めた額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、補助額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、様式1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請書の提出期日は、毎年度、別に定めるものとする。
- 3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

- 第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式2の補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
 - 3 知事は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を附することができるものとする。

（申請の取下げ）

- 第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請の取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払い）

第8条 知事は、本事業の円滑な実施を図るため必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、補助対象経費の額を変更しようとするとき（交付決定した補助金の額に影響を及ぼさない場合を除く。）には、あらかじめ様式3による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第6条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式4によるものとする。

3 知事は、第1項を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは様式5による補助事業中止・廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があ

ったときは、速やかに報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過した日又は当該年度 3 月 31 日のいずれか早い日までに様式 6 による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条に基づく決定をした場合は、その決定の内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 7 の補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式 8 による消費税等仕入控除税額確定報告書を知事に提出しなければ

ならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 知事は、第 11 条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 6 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、その他の法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項の取消し等をした場合において、既に当該取消し等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、知事は補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により交付の決定を取消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 18 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の者に実施させた場合には、その対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者

の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 19 条 規則第 19 条第 2 号の規定により知事が定める財産は、取得財産等のうち取得価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の財産及び効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

- 2 規則第 19 条ただし書の規定による知事が財産処分を制限する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 14 年 3 月 25 日文部科学省告示第 53 号）の別表のとおりとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第 20 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後、翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(補助金調書)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書に

おける計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 9 による補助金調書を作成し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後、翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 22 条 補助事業者は、本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他知事に提出するものについては、電磁的方法により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 23 条 知事は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

(その他)

第 24 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年２月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。